

環境と調和した病害虫・雑草防除の基本的進め方

病害虫・雑草防除は、高品質な農作物を安定的に生産していくために、不可欠な作業である。しかし、これらの作業を過剰な化学農薬の使用に頼ることは農作物の生産コストの上昇を招き、農家経営を圧迫する原因になるばかりでなく、従事者の健康に対する影響や農地並びに周辺環境の生態系への影響などが懸念されている。

このため、病害虫・雑草防除は、化学農薬と生物的、物理的、耕種的防除手法を組み合わせ、総合的な病害虫・雑草管理（IPM）を実践し、化学農薬の使用を最小限に抑えることを基本とする。静岡県では作物ごとのIPM実践指標を順次策定し、推進と普及を図っている。

また、農薬取締法では、農薬の使用基準を設定し、農薬の使用に際し、ラベル等に記載されている事項を遵守することを義務づけている。よって以下の点に十分注意して、環境と調和した病害虫・雑草防除を実施する。

- 1 高品質な農作物を安定的に生産するためには、これを阻害する病害虫・雑草の防除が必要となるが、発生する病害虫・雑草の種類、発生量及び発生時期は、ほ場をとりまく自然条件や品種、作型、栽培管理条件等によって大きく左右される。従って、病害虫・雑草の生態や発生条件等基礎知識を習得し、各々のほ場において、発生が多い病害虫・雑草の種類等を十分に把握しておくことが必要である。
- 2 病害虫・雑草の発生を未然に防ぐため、発生しやすい環境を取り除くようにするとともに、発生を抑制する手段（土作り、輪作体系の導入、抵抗性品種・病害抵抗性台木、無病種子・苗の使用、被害残渣の除去、栽培環境の適正保持等）を取り入れる。
- 3 天敵、拮抗微生物及び交信かく乱剤等生理活性物質等を利用した生物的防除法、蒸気熱、太陽熱や防虫網、光反射シート等を利用した物理的防除法等を積極的に取り入れ、化学合成農薬のみに依存しない病害虫防除を行う。
- 4 ほ場における害虫の発生は土着の天敵により抑制されている場合が多い。このため農薬の使用に当たっては、天敵に対し、影響の少ないものを選定し防除を行う。
- 5 病害虫発生予察情報等を有効に活用し、病害虫の発生動向に注意して早期発見と効率的な防除を行う。
- 6 農薬はその特性を十分理解し、病害虫防除基準に掲載してあるものの中から効果的に防除できるものを的確に選択する。
- 7 農薬散布薬液は必要最少限の量を準備し、病害虫・雑草の発生ほ場又は発生が予想されるほ場にのみ散布する。

- 8 散布後は、防除記録をつけ防除効果を必ず確認する。予想した防除効果が得られなかった場合には、その原因を究明する。
- 9 農薬の製造、販売、購入、運搬、使用、廃棄等その取扱いについては、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「食品衛生法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適正に行う。
- 10 農薬の使用に当たっては、農薬使用基準等を遵守し、作物への農薬残留、農薬使用者及び周辺環境への安全確保に十分留意する。